船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和７年８月９日　０２時１５分頃
発生場所	福岡県北九州市若松区響灘水路 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位２４９°　１．９海里付近 （概位　北緯３３°　５５．８′　　東経１３０°　４８．９′）
事故の概要	遊漁船獅子丸は、航行中、陸岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和７年１０月２７日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船　獅子丸、３．６トン ２９０－６１６５１福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂を伴う擦過傷、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　南、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、釣り客９人を乗せ、山口県下関市蓋井島沖での遊漁を終え、関門港若松第３区の船溜まりに向けて響灘水路を東進していた。 船長は、レーダー及びＧＰＳプロッターを作動させ、操舵室右側の操縦席に腰を掛け、手動操舵で操船中、響灘水路の屈曲部で水路に沿って右舵を取った。 船長は、右舵を取った際、船首方に若松航路東岸の北九州市戸畑区中原の工場施設の多数の灯り（以下「本件灯火群」という。）を見て、ふだん響灘水路を東進する際に屈曲部で右舵を取った後に見ていた同工場施設の灯り（以下「ふだん見ていた灯火群」という。）と思い、本件灯火群に向けて本船を航行させた。 船長は、本件灯火群を見ながら操船中、ＧＰＳプロッターを確認したところ、本船が響灘水路北側の陸岸（以下「本件陸岸」という。）に接近していることに気付き、急いで右舵を取ったが、本船は本件陸岸に乗り揚げた。 船長は、機関を停止して負傷者がいないことを確認後、本事故の発生を１１８番通報し、釣り客を陸岸に上陸させた。 （図１　参照）

	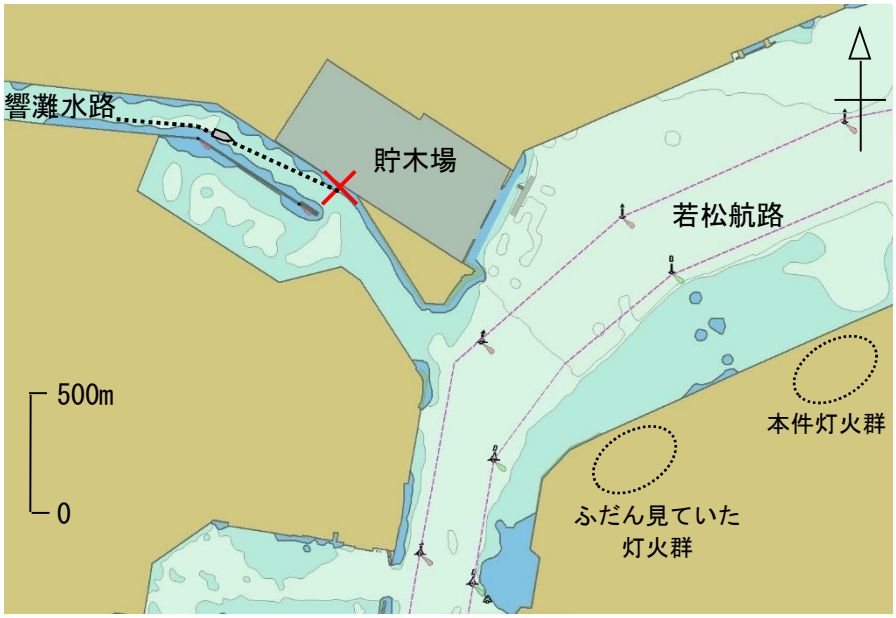 図１　事故発生経過概略図 本船は、後日、船長が手配した台船に引き揚げられて、陸揚げされた。 船長は、夜間、響灘水路を東進した経験が数十回あった。
分析	船長は、本船が響灘水路を東進中、屈曲部で右舵を取った際、本件灯火群がふだん見ていた灯火群に似ていたことから、本件灯火群に向けて本船を航行させたものと考えられる。 船長は、右舵を取った後、ＧＰＳプロッターで進路や船位を確認することなく、本件灯火群を、ふだん見ていた灯火群と思い込み、目視のみで操船を続けたことから、本船が本件陸岸に接近していることに気付くのが遅れたものと考えられる。 これらのことから、本船は、本件陸岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が響灘水路を東進中、船長が、屈曲部で右舵を取った後、ＧＰＳプロッターで進路や船位を確認しなかったため、本船がふだんと異なる進路で本件陸岸に接近していることに気付かず、本船が本件陸岸に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、夜間操船中、目視のみに頼ることなくＧＰＳプロッター等を活用して進路及び船位の確認を行うこと。